

有事と経済安全保障

エコノミック・ステイトクラフトから軍事的脅威へのシフト？

2025 年 7 月 10 日

上席主任研究員 玉置 浩平

- 従来、経済安全保障は国家が経済的手段によって政治的影響力を行使するエコノミック・ステイトクラフトへの備えとして位置付けられてきた。2022 年 5 月に成立した経済安全保障推進法についてもこの論理は一貫して維持された。
- 2022 年 12 月に改定された国家安全保障戦略は、経済安全保障を引き続きエコノミック・ステイトクラフトと関連付ける一方、有事の継戦能力と経済活動の関係性を明記した。今年 5 月の自民党提言はさらに踏み込んで有事と経済安全保障を直接結び付けた。
- 有事と経済安全保障に関する検討課題としては、重要施設の破壊・機能低下や輸入途絶への対応、統制・動員の実施、政府権限の法的整理が挙げられる。
- 経済安全保障の有事シフトは、戦後の安全保障政策に課せられた歴史的制約の解体を加速させるとともに、経済安全保障に関する官民連携や産業政策、外交上の取り組みに影響をもたらすだろう。

今年 5 月、自民党の経済安全保障推進本部は「有事を見据えた経済安全保障の確保」を求める提言（以下「提言」）を取りまとめた¹。「提言」は、経済安全保障に関する従来の議論が「有事を必ずしも前提とせず平時から取り組むべき課題を念頭に」置いてきたと指摘し、今後は「有事を見据えた経済安全保障上の課題」に取り組む方針を示した。そして、有事に関して意識すべき事象として「我が国の脆弱性に対する外部からの意図的な攻撃」を挙げた。想定される「攻撃」の具体的態様は示されていないが、「既存の基本的なリスクシナリオ」の 1 つとしてサイバー攻撃に言及があることから、それを越える物理的な攻撃が念頭にあるものとみられる。

2022 年 5 月に経済安全保障推進法（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）が設立してから 3 年以上が経過した。同法附則では「施行後三年を目途として」施行の状況を検討し、必要な措置を講ずるものとされており、「提言」にもこれを見据えた内容が盛り込まれている。国内では 2019 年頃から経済安全保障に関する議論が本格化し、G7 を始めと

¹ 自由民主党政務調査会経済安全保障推進本部「有事を見据えた経済安全保障の確保及び骨太方針に関する提言」（2025 年 5 月 27 日）https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210740_2.pdf

する各国でも政策アジェンダとして認識されるに至ったが、その後も国際情勢は目まぐるしく変化している。経済安全保障という枠組みの下でどのような脅威から何を守るのかというナラティブの変化は、政策全体の方向性にも影響を及ぼすだろう。本稿では、経済安全保障と有事の関係性を巡る議論を概観し、今後の展望に関する示唆を得たい。

なお、有事は法令上の用語ではない。災害や感染症などを含めた緊急事態の意味で使われる場合も少なくないが、安全保障の文脈では戦時ないしそれに準ずる事態というニュアンスを持つ²。政府は「自衛隊法七十六条の命令が下令された場合」³、すなわち外部からの武力攻撃やそのおそれがある場合に自衛隊が防衛出動する事態が有事に当たるとの見解を示したことがある。以下では、有事は原則として日本が戦闘に巻き込まれるいわゆる日本有事を指すものとする。

エコノミック・ステイトクラフトと経済安全保障

日本の経済安全保障論は、国家が経済的手段によって政治的影響力を行使するエコノミック・ステイトクラフト (economic statecraft) への対抗として構想されてきた。第1次トランプ政権期に激化した「米中のエコノミック・ステイトクラフト戦争」⁴において、中国の経済力がもたらす安全保障上の脅威に対して米国が様々な措置を講ずる中で、日本に対応する政策体系が存在しないことが強く意識された。2021年の自民党の政策提言は、「経済的手段を自国の利益を追求するための『武器』として用い」という「これまでとは明らかに異質な状況」への対応を促している⁵。この頃には、中国による恣意的な輸出入制限の事例が経済的威圧 (economic coercion) として認知され、日本を含む各国で政策的な関心を集めるようになっていた。

経済安全保障推進法は第1条において「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性」が増していることを踏まえ、「安全保障の確保に関する経済施策」を推進するとの目的を掲げている。同法は、①重要物資のサプライチェーン強靱化、②基幹インフラの防護、③重要技術の研究開発支援、④特許出願の非公開という4分野の取り組みを規定するが、いずれも「外部から行われる」行為のリスクが措置の根拠・基準とされている【図表1】。

これらの文言について、政府は当時、企業買収を通じた技術・データ流出やサイバー攻撃などを具体的な懸念として例示しつつ⁶、「外部」の行為主体としては「外国政府等」を想定していると説明していた⁷。サイバー攻撃は必ずしもエコノミック・ステイトクラフトとして理解されているわ

² 「朝鮮半島有事」のように「その地域の状態が非常に緊張していきまして、政治的な話し合いその他で事態解決できなくなり、実力の行使によって問題を解決しようという状態になる、あるいは、問題の解決に至る道もないままにそういった、いわゆる戦闘状態」が起こる事態が「典型的な有事」ともされる。第140回国会衆議院予算委員会（1997年4月3日）

³ 第94回国会衆議院内閣委員会（1981年4月28日）

⁴ ルール形成戦略議員連盟「提言『国家経済会議（日本版 NEC）創設』」（2019年3月20日）

⁵ 自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部「提言『経済安全保障戦略策定』に向けて」（2020年12月16日）https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/201021_1.pdf

⁶ 第208回国会衆議院内閣委員会（2022年3月23日）

⁷ 「等」には例えば「テロリスト」や外国政府の「協力者」が含まれるとされる。第208回国会参議院内閣委員会（2022年4月14日）

けではないが、サプライチェーンを通じてサイバーセキュリティ上の脆弱性に関する情報が流出したり、悪意のある主体がマルウェアを埋め込んだりする事態は想定し得るところであり、エコノミック・ステイトクラフトと密接に関連するのは事実だろう。

ただ、法案審議ではそのスコープについて疑問が呈される場面もあった。「外部から行われる行為」に自然災害、感染症、気候危機などは含まれないのかという問いに対し、政府は、そうした事象のみでは直ちに該当するものではないとしつつ⁸、「例えば大規模な災害があつて、それを契機として外部の主体が何らかの行動を起こす、それによって国家国民の安全を損なう事態」は生じ得ると述べている⁹。非人為的要因のみでは当てはまらないが、それに伴って各国政府などが有害な措置を講ずることが想定されるのであれば該当するというわけだ。なお、災害と共に「国際紛争」の該当性を問う質問に対しては、意図したものは不明だが、災害の該当性についてのみ答弁がなされている¹⁰。

経済安全保障推進法の成立後に策定された重要物資のサプライチェーン強靱化に関する基本指針では、「外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性」について、「例えば、供給国・地域による輸出の停止・制限、当該供給国・地域内への優先的な供給の実施、生産抑制につながる制限の導入・強化等、外部から行われる行為により想定される供給途絶等のリスクを総合的に考慮する」ものとされている¹¹。例示はいずれも経済的な措置であり、あくまでエコノミック・ステイトクラフトを念頭に置いた整理となっている。

だからと言って、政策立案者が有事のリスクを認識していなかったとは思えない。法案提出の前年である 2021 年、米軍幹部の発言をきっかけに台湾有事論が盛り上がる中で、日本がその当事国となる可能性は広く議論されていた。また当時、政府は既に国家安全保障戦略の改定に向けた検討を開始していたとみられ、日本に対する攻撃によって重要物資の供給が途絶えたりインフラが破壊されたりするシナリオは当然考慮されていたはずだ。それにもかかわらず、経済安全保障はエコノミック・ステイトクラフトへの備えという論理が一貫して維持されたことは注目されよう。

同法に基づいて実施される具体的な支援・規制との関係では、重要なのは外国への依存や外国の浸透の程度・経路であって、リスクが顕在化する要因がエコノミック・ステイトクラフトやサイバー攻撃なのか、物理的な攻撃なのかは二次的な問題だったという見方もできよう。あえて有事に焦点を当てずとも初期的な打ち手は共通であり、それにはともかく着手できたのである。

⁸ 前掲注 6

⁹ 第 208 回国会衆議院内閣委員会（2022 年 4 月 6 日）

¹⁰ 第 208 回国会衆議院内閣委員会（2022 年 3 月 30 日）

¹¹ 「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」（2022 年 9 月 30 日閣議決定）

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonsishin1.pdf

【図表 1】経済安全保障推進法（抜粋）

（重要物資のサプライチェーン強靱化） 第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（略）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、<u>外部から行われる行為</u>により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（略）の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。
（基幹インフラの防護） 第五十条 主務大臣は、特定社会基盤事業（略）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、<u>我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。（略）</u>）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。
（重要技術の研究開発支援） 第六十一条 国は、特定重要技術（将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術（略）のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで<u>外部から行われる行為</u>によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。（略））の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（特許出願の非公開） 第六十五条 政府は、基本方針に基づき、特許法（略）の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面（略）に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより<u>外部から行われる行為</u>によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置（略）に関する基本指針（略）を定めるものとする。

（注）項目名・下線は追記。

国家安全保障戦略：有事における「持続的な対応能力」論の導入

2022 年 12 月に改定された新たな国家安全保障戦略では、有事と経済の関係について興味深い記述が盛り込まれた【図表 2】¹²。「エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保」と題した項目において、「有事の際の我が国の持続的な対応能力等を確保するとの観点から、国民の生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める」との文言が盛り込まれたのだ。こうした表現は 2013 年に策定された前戦略には存在しなかった。

ただし、この項目は経済安全保障とは区別されている。「自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進」という項目では、経済安全保障を「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と定義した上で、「経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ」、必要な措置を講じていくとされた。経済安全保障は引き続きエコノミック・ステイトクラフトへの備えとして位置付けられたのである。

一方、別の章では、「幅広い分野において有事の際の持続的な対応能力を確保」すべく、「エネルギーや食料等の確保、インフラの整備、安全保障に不可欠な部品等の安定的なサプライチェーンの構築等のための官民の連携を強化する」ものとされた。「持続的な対応能力」は継戦能力を指すものだろう。「安全保障に不可欠な部品」が何を指すかははっきりしないが、防衛装備品の部品よりも広い概念だと考えられる。実は、同時に策定された国家防衛戦略には、「汎用品のサプライチェーン保護、民生先端技術の機微技術管理・情報保全等の政府全体の取組に関しては、防衛省が防衛目的上必要な措置を実施していくことと併せて、関係省庁間の取組と連携していく」との記述がある¹³。「政府全体の取組」はまさに経済安全保障政策であろう。

冒頭で触れた自民党「提言」は、国家安全保障戦略と同様、有事を見据えた「持続的な対応能力」の確保を掲げつつ、「リスク点検の更なる深化・高度化」と「経済インテリジェンスの強化」を求めている。リスク点検については、2022 年 3 月以降、「国民の生活や経済活動を支える重要な産業が直面するリスクの総点検と評価を行い、脆弱性を克服し、優位性・不可欠性を獲得」すべく、関係省庁による経済安全保障重点課題検討会議が開催されてきており¹⁴、こうした枠組みにおいて有事を具体的に想定したリスクの点検を行うことを求める趣旨だと考えられる。

経済安全保障推進法では経済安全保障上のリスクとして他国による経済的な措置が想定され、有事について表立って論じられることはなかった。一方、国家安全保障戦略は経済安全保障と有事の分離は一応維持しつつも、有事における「持続的な対応能力」と経済活動の関係性を明記した。これに対し、自民党「提言」はさらに踏み込み、有事と経済安全保障を直接結び付けるに至ったのである。

¹² 「国家安全保障戦略について」（2022 年 12 月 16 日国家安全保障会議決定・閣議決定）

<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/nss-j.pdf>

¹³ 「国家防衛戦略について」（2022 年 12 月 16 日国家安全保障会議決定・閣議決定）

<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/boueisenryaki.pdf>

¹⁴ 「経済安全保障重点課題検討会議の開催について」（2022 年 3 月 11 日経済安全保障推進会議議長決定）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/pdf/kentokaigi_yoko.pdf

【図表 2】国家安全保障戦略（抜粋）

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ（略）

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策（略）

(4) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化

軍事と非軍事、有事と平時の境目が曖昧になり、ハイブリッド戦が展開され、グレーゾーン事態が恒常的に生起している現在の安全保障環境において、サイバー空間・海洋・宇宙空間、技術、情報、国内外の国民の安全確保等の多岐にわたる分野において、政府横断的な政策を進め、我が国の国益を隙なく守る。（略）

ケ エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保

我が国の経済・社会活動を国内外において円滑にし、また、有事の際の我が国の持続的な対応能力等を確保するとの観点から、国民の生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める。（略）

(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。 具体的には、経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調し、以下を含む措置に取り組む。なお、取り組んでいく措置は不断に検討・見直しを行い、特に、各産業等が抱えるリスクを継続的に点検し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。（略）

VII 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

1 経済財政基盤の強化

我が国の経済が成長できる安全保障環境を確保しつつ、経済成長が我が国の安全保障の更なる改善を促すという安全保障と経済成長の好循環を実現する。

また、幅広い分野において有事の際の持続的な対応能力を確保する。そのために、エネルギーや食料等の確保、インフラの整備、安全保障に不可欠な部品等の安定的なサプライチェーンの構築等のための官民の連携を強化する。

そして、我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要となる。このように我が国の安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む。このことは、防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提でもある。

（注）下線は追記。

有事への備えとしての経済安全保障とは

エコノミック・ステイトクラフトへの備えとしての経済安全保障と、有事への備えとしての経済安全保障は何が異なるのだろうか。重要物資の供給については、敵対国からの物資供給の途絶というリスクはどちらも共通しており、平時から敵対国への依存度を可能な限り低減するという政策的帰結において大きな違いはない。基幹インフラ防護についても、敵対国からのサイバー攻撃や内部脅威への対策は現行の体制でも想定されているだろう。有事における追加的なリスクとしては、例えば以下のようなものが挙げられるだろう。

（１）重要施設の破壊・機能低下

有事には、敵対国の攻撃によって重要物資の生産・供給施設や基幹インフラの破壊や機能低下が想定される。これらの施設そのものが攻撃を免れたとしても、電力や通信ネットワークなどのライフラインの断絶による影響が生じる可能性がある。そのため、これらの施設の警備・防護体制の見直しや業務継続・復旧計画の策定などが課題となる。災害対策などと重複する部分もあるだろうが、有事の脅威は一定期間持続することが想定され、求められる対策も自ずと異なるものとなるだろう。

（２）輸入途絶

島国という日本の地理的特性を踏まえれば、敵対国が日本への海・空の輸送ルートの妨害を図り、サプライチェーンが断絶する可能性を想定すべきだろう。日本では石油危機の経験も踏まえ、エネルギーについては国際紛争などによる供給途絶のリスクが広く認識され、備蓄などの対策が講じられてきているが、経済安全保障の観点からは、より幅広い品目について対策を検討する必要がある。また、輸送ルートの問題とは別に、敵対国が第三国に対して大きな政治的影響力を持つ場合には、敵対国との関係に配慮した第三国が重要物資の対日供給を制限するシナリオも考慮すべきかもしれない。有事への備えは既存の経済安全保障上の措置に比して、より厳しい状況を想定することが求められる。

（３）統制・動員

有事には攻撃による破壊、ライフラインの断絶、原材料や人員の不足などにより、幅広い産業で生産活動が停滞する可能性がある。その場合には、防衛上の所要や死活的な経済社会ニーズを満たすべく、各種リソースの配分に関して政府が調整を行う必要が生じ得る。これは自衛隊の装備品を生産する防衛産業・技術基盤の強化に留まるものではなく、その他の産業における重要品目の優先的生産や生産設備・資材、輸送手段の転用・徴用なども視野に入るだろう。端的に言えば戦時統制・動員の問題だが、現状ではこうした事態に対処する行政能力は限定的であろう。

（４）政府権限に関する法的整理

特に（３）のような私権の制限を伴う可能性のある措置については、緊急事態を想定した新たな立法措置の必要性が検討されるだろう。こうした緊急時の法体系の整備のためには、憲法に緊急事態に関する規定を設ける必要があるとの見解も示されている¹⁵。また、災害対策や国民保護な

¹⁵ 第 210 回国会衆議院憲法審査会（2022 年 10 月 27 日）

ど類似の政策分野との関係性も整理する必要があるかもしれない。

有事シフトが政策過程にもたらすインプリケーション

このように有事を念頭に置いた経済安全保障は広範な措置を包含し得る。エコノミック・ステイトクラフトから有事への焦点のシフトは、経済安全保障政策の形成・遂行過程に様々な影響をもたらすだろう。

(1) 安全保障政策を巡る歴史的制約

日本では戦前・戦中の歴史的経緯もあり、軍事・安全保障への民間人の関与を忌避する風潮が依然として根強い。過去にも有事法制、特定秘密保護法、平和安全法制などの重要法案に対しては反対運動が巻き起こり、特に私権の制約や憲法論は極めてセンシティブな扱いを受けてきた。仮に経済安全保障政策が当初から有事と密接に結びついた形で議論されていれば、イデオロギー的な反発は激しいものとなった可能性がある。

実際に経済安全保障推進法については、野党から「経済安全保障とはそもそも何を指すのか、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を害する行為とは具体的にどのような状況を指すのか、いずれも法案には何の定義も置かれていない」として、「定義も定かでない経済安全保障とは、すなわち、経済を安全保障の下に置き、軍事に組み込むということではありませんか」、「経済、産業、科学技術、知的財産まで国の管理下に置くことは、無謀な戦争に突き進んだ戦前の国家統制そのものであり、日本国憲法に真っ向から反するものではありませんか」といった見解も唱えられた¹⁶。こうした批判が広がりを見せなかったのは、国際情勢の緊迫化による世論の変化を反映したものであるとともに、政策立案者が経済安全保障と有事の間合いを慎重に見極めてきた結果でもあろう。

近年の日本社会は安全保障政策の歴史的転換を概ね肯定的に受け入れてきたように思われる。国家安全保障戦略における「持続的な対応能力」への言及もかつてなく直截的な表現だったが、ほとんど注目されず、その意義は過小評価されている。「提言」の背景には、経済安全保障政策の立案が一段落する中で、有事を想定した対策に踏み込む政治的な機が熟したとの判断があるのではないか。その意味で、有事の経済安全保障論は、戦後の安全保障政策に課せられた歴史的制約の解体を加速するものとして捉えられるのかもしれない。

(2) 官民連携

政府は経済安全保障における官民連携の重要性を強調してきたが、経済安全保障と有事の切り分けが経済安全保障を「ソフト」な、企業にとって受け入れやすいものとしてきたことは否めない。今後、有事のリスクの強調が企業側の心理的な抵抗や実務的な困難を招く可能性は考えられよう。防衛産業や一部のインフラ分野はこうした取り組みにも理解があるだろうが、より広範な産業を巻き込むためには精緻なコミュニケーション戦略が欠かせない。

¹⁶ 第 208 回国会衆議院本会議（2022 年 3 月 17 日）

(3)「経済施策」としての経済安全保障

経済安全保障は安全保障政策体系の一部であると同時に、「経済施策」としての側面がある。近年、日本では経済安全保障が産業政策の有力な正当化論理として機能し、半導体産業などへの巨額の補助金を支えてきた。経済安全保障の有事色が強まることで、より大規模かつ強力な措置が推進される可能性がある一方、中長期的な産業振興よりも狭義の安全保障上のニーズが優先され、産業政策としての経済効果とのトレードオフが顕在化するかもしれない。

(4) 外交

政府は経済安全保障が特定国を念頭に置いたものではないと説明してきた¹⁷。一方、日本有事で脅威として想定されるのは、現実的には中国、ロシア、北朝鮮に限られる。経済安全保障と有事の関連性を明確化すると、経済安全保障がそれらの国々への対抗を意識した措置であることが強調されることになるだろう。

もちろん、日本のエコノミック・ステイトクラフトを巡る議論が中国を対象としてきたことは明白だ。それでも、経済安全保障上のリスクを他国の経済的措置に限定することで、例えば国内供給不足時の輸出規制のような敵対的な意図に基づかない行為も想定しており、同盟国や同志国の措置も対象とし得るとの説明を行う余地は確保されていた¹⁸。従来の G7 での議論でも、少なくとも対外的には経済安全保障を中国と直接結びつけることは慎重に避けられてきている。経済安全保障について積み重ねてきた外交的レトリックと有事シフトをどのように整合させるかは難しい課題となるかもしれない。

おわりに：統合的戦略に向けて

有事における経済安全保障は、もはや安全保障そのもの、という考え方もあろう。実際、米国では日本の経済安全保障に相当する問題群が国家安全保障（national security）として論じられることが多い。もともと経済安全保障は概念的な曖昧さが指摘されていたが、有事も視野に入れた議論を取り込むことで、さらに複雑かつ広範な課題を内包することになり、統合的な戦略の立案は一層の困難を伴うだろう。

これらをあくまで経済安全保障という枠組みの下で推進するのであれば、いくつかの政策カテゴリを設定した上で、それぞれの間でシームレスな連携を目指すという方向性が考えられる。例えば、①平時：基幹的な産業・技術を巡る戦略的競争への対応、②「経済有事」¹⁹：エコノミック・

¹⁷ 第 208 回国会衆議院内閣委員会（2022 年 3 月 25 日）

¹⁸ 政府は経済安全保障推進法における重要物資のサプライチェーン強靱化に関し、「いわゆる同志国と呼ばれているところ、同盟国であったとしても、やはり自国民の命を守るということはそれは当然大切でしょうから、結果として、他国に対して輸出する余裕がないときというのは出ない」としつつ、「そういうことはしっかりとこの法案の中で読み込めるようになっております」と説明している。第 208 回国会衆議院内閣委員会（2022 年 4 月 1 日）

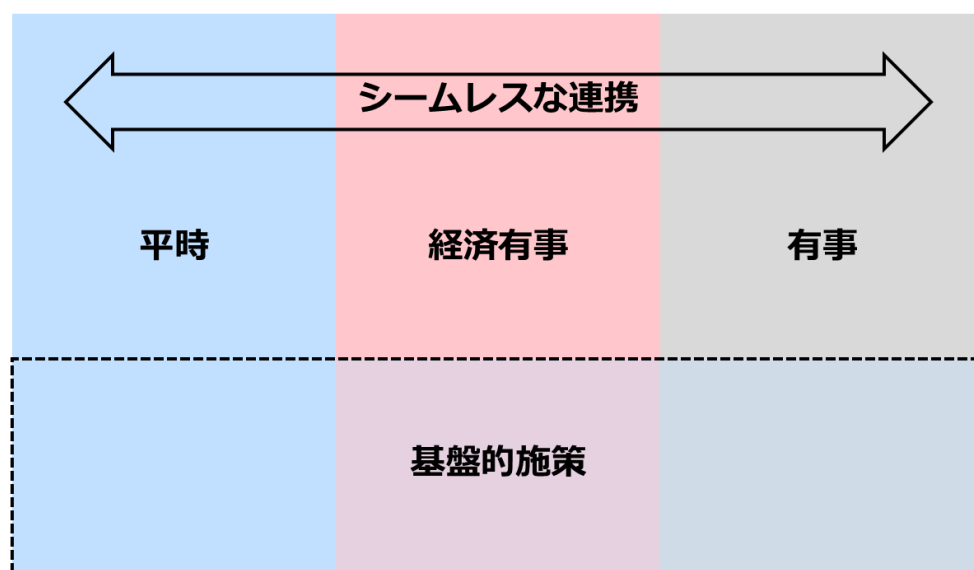
¹⁹ 外国為替市場や資本フローの急激な変動など外為法の資本取引規制を発動する可能性がある事態を指す言葉として「経済有事」を用いている例がある。財務省「外為法・投資審査制度アニュアルレポート（2024 年度）」

ステイクラフトや安全保障上の懸念をもたらす経済的ショックへの対応、③有事：武力攻撃事態などへの対応、といった形で課題を洗い出した上で、共通の基盤的施策を整理しつつ、カテゴリ別に政策パッケージと推進体制を構想することはできるのではないか【図表 3】。その際、有事のリスクについて広範な業種に一律の備えを求めるのは現実的ではなく、リスク・ベースのアプローチによって対象と対策を絞り込む必要があるだろう。

リスクを最小化しようとする安全保障的思考は、一定のリスクを許容しつつリターンを追求する経済的思考とは本質的に相容れない面がある。従来の経済安全保障論においては、コストとリスクのバランスを重視する姿勢が強調されてきたが、主権と国民の生命に直結する有事を想定した対策では、よりリスク回避的な傾向が強まる可能性がある。企業も経済安全保障を巡るナラティブの変化を慎重に見極める必要があるだろう。

政治サイドの問題提起を受けて、政府がどのような対応を見せるのか。経済安全保障推進法の見直し作業とそれに付随した議論の行方に注目したい。

【図表 3】統合的な経済安全保障戦略のイメージ



（出所）丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021 年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行う。東京大学法学部卒業、タフツ大学フレッチャースクール LL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。